

自動車検査独立行政法人について

(官民競争入札等監理委員会分科会ヒアリング資料)

平成19年10月9日
国土交通省 自動車交通局

1 . 自動車を取り巻く状況

安全に関する課題

交通事故は依然として深刻 死亡者数 約6300人、負傷者数 約110万人
大型車のホイールボルト折損車輪脱輪事故

第8次交通安全基本計画(平成18年交通安全対策会議決定)

「検査の高度化を進めるなど、…新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。」

「不正改造を防止するため、…街頭検査体制の充実強化を図る。」

架装メーカーによる不正車検の続発 全国架装メーカー47社が不正車検3年間で8,670台

大手自動車メーカーによるリコール隠し、リコール件数の急増

平成13年度(3,290,877台)に比べ対象台数が2倍以上(平成18年度6,968,245台)

ユーザーの保守管理意識は依然として低い 1年点検実施率 43%

指定整備工場によるペーパー車検等の不正車検 ペーパー車検等で324工場処分(平成18年度)

環境に関する課題

大都市の大気汚染は依然として深刻

平成17年度NO_xPM対象地域内環境基準達成率(二酸化窒素)85.1% (浮遊粒子状物質)92.8%、
東京都の二酸化窒素の達成率は、57.9%と依然として厳しい状況。

中央環境審議会第8次答申(平成17年)

「使用過程車における自動車の検査や街頭検査等の排出ガス対策が一層重要」

自動車リサイクルの充実 不法投棄等の使用済み自動車台数168,806台(平成15年3月)

社会秩序の維持に関する課題

自動車の盗難事件の続発 警察において発生を認知した件数 (平成18年)36,058件

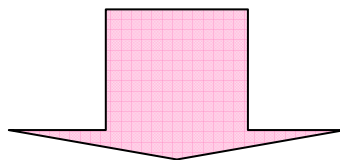
無保険車、駐車違反金未納車両の横行 平成18年度 (無保険車)4,824台

(駐車違反金未納車両)5,270件

2 . 自動車検査が果たすべき役割

《 自動車に係る政策課題 》

安全・安心で環境と調和の取れた「くるま社会」の実現



厳格な基準適合性の確認による基準不適合車の走行禁止

暴走族等の不正改造車等の排除

不正車検などの不正行為の発見

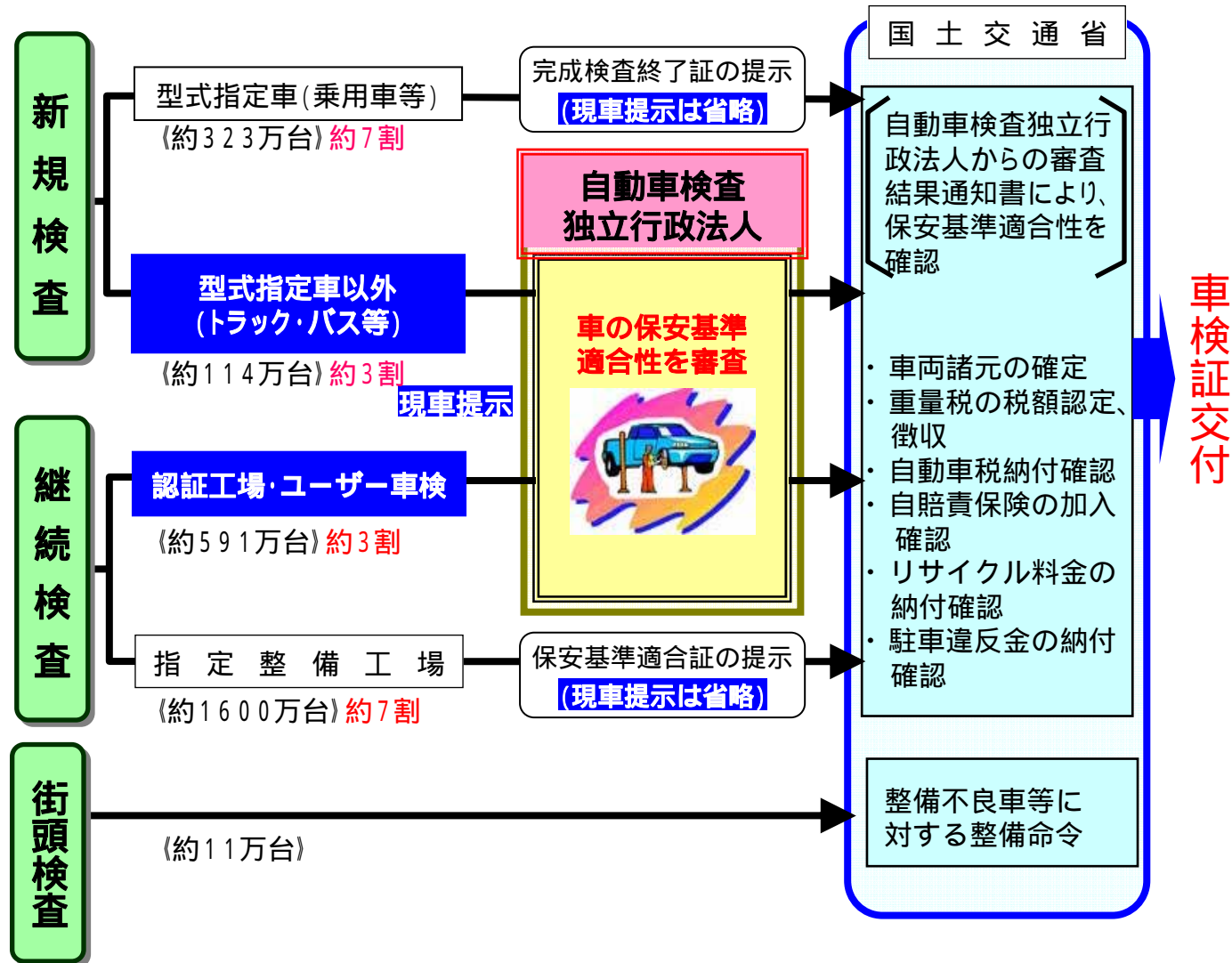
ユーザーの点検整備の実施促進

リコール未対策車両の確実な回収

自動車税等の税額確定・徴収・納付確認、リサイクル料金の預託確認

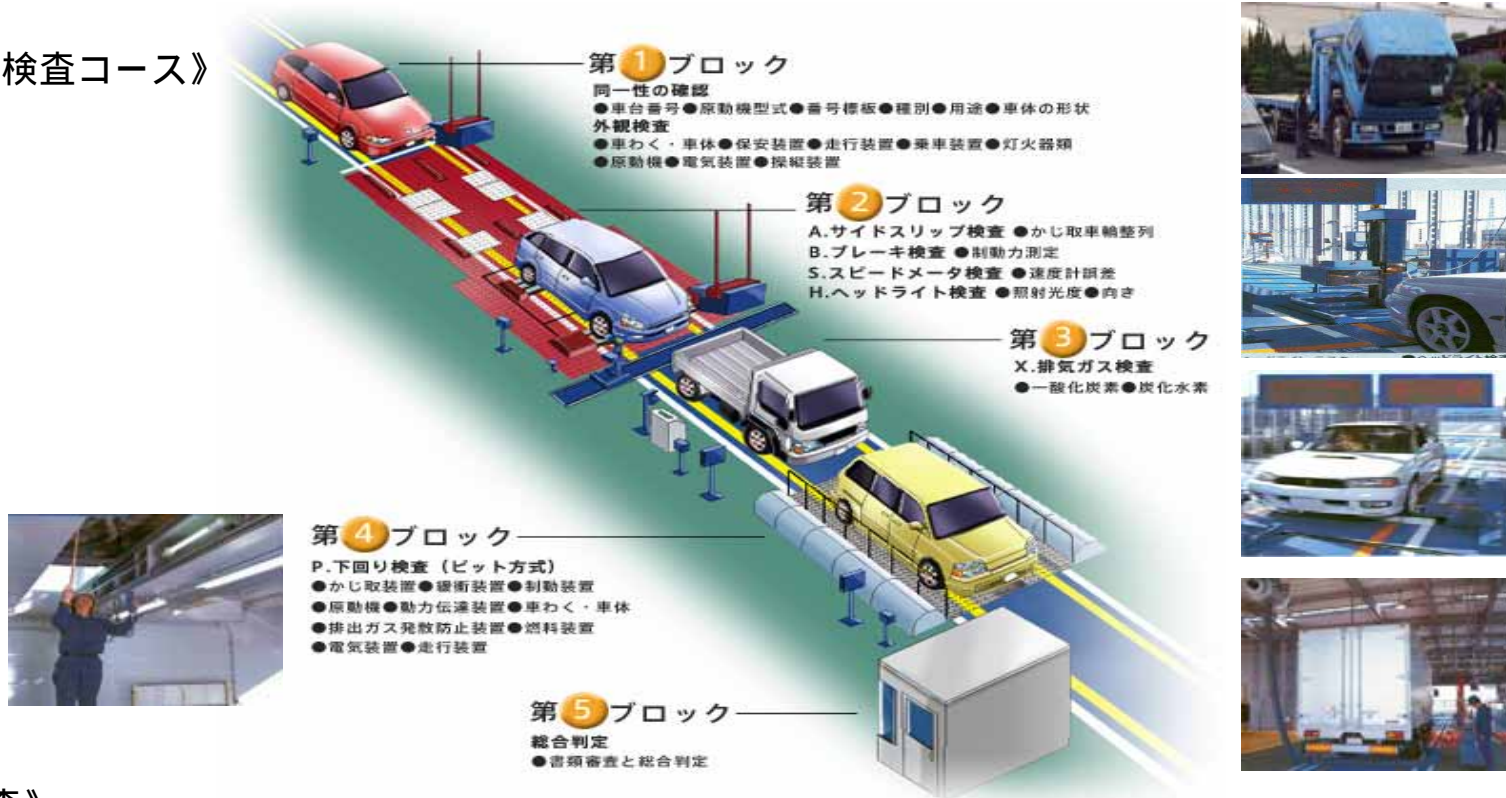
盗難車、無保険車及び駐車違反金未納車両等の排除

3 . 自動車検査の概要

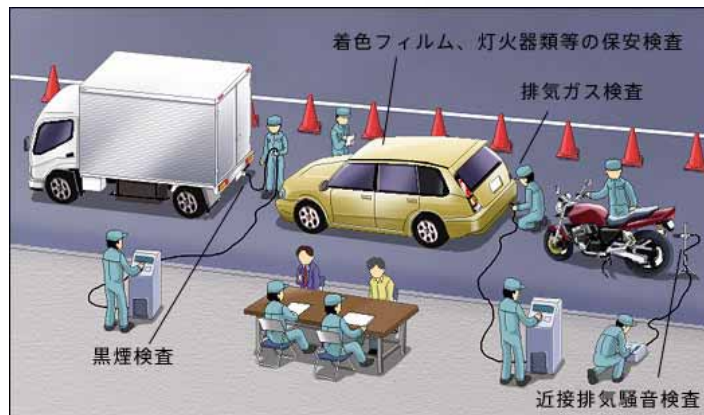


4 . 検査コース等における検査機器・検査項目

《検査コース》



《街頭検査》



第6ブロック

- その他の検査機器
●近接排気騒音検査●黒煙検査
●最大安定傾斜角度検査●寸法検査（車高）

新規検査では、上記のほか、諸元（寸法、重量等）測定等の審査を実施。



5 . 自動車検査独立行政法人の概要

1. 業 務

- 自動車保安基準に適合するかどうかの審査の実施
- 街頭検査における自動車保安基準に適合するかどうかの審査の実施
- 上記業務に付帯する業務の実施

2. 役職員数

役職員数(実員) 864名(役員(監事除く)4名含む)
平成19年1月時点

組 織 本部及び全国93事務所

3. 設立経緯

平成14年7月に設立され、第一期中期計画は18年度に終了し、19年度からは第二期中期目標期間となる。

4. 検査台数

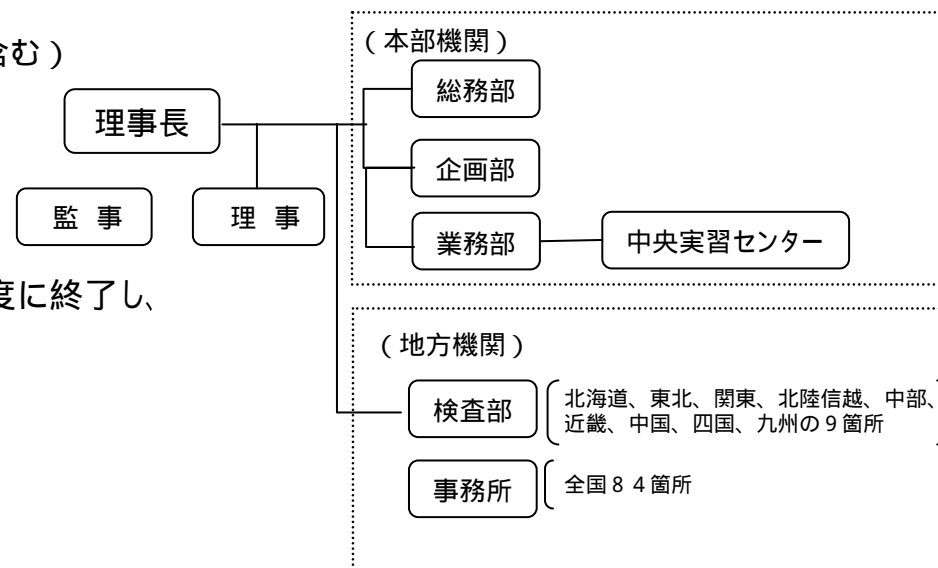
合計 859万台(平成18年度)

- (内訳) 新規検査: 114万台
- 継続検査: 591万台
- 街頭検査: 11万台
- その他: 143万台

5. 予 算

約118億円(平成19年度)

- (内訳) 運営費交付金 7,753百万円
 - 施設整備費補助金 1,887百万円
 - 自己収入() 2,173百万円
- 平成20年1月(予定)から自己収入化



6 . 検査法人の職員以外は担えないとする特殊事情等

- ▶交通事故、大気汚染が深刻な状況の中、自動車検査は交通安全、環境保全に極めて重要な役割を担っており、基準に不適合な自動車の使用を禁止する強度の公権力の行使に相当する業務であることから、厳正公正な検査を確実に実施することが必要。しかしながら、検査法人の業務を民間の主体に委ねた場合、競争原理の中で集客やコスト削減に重点が置かれ、手抜き検査等の横行や不採算地域におけるサービス廃止などにより、国民の安全・安心な生活に重大な影響を及ぼすこととなる。
- ▶実際、本土復帰前の沖縄で、検査のみを民間に委ねる検査人制度があったが、業者間の客引き行為による手抜き検査が横行した経緯もある。さらに、点検・整備と検査を合わせて行う民間指定整備工場でも検査を行わずに合格とするペーパー車検等の違反行為がある状況である。
- ▶独立行政法人は、国土交通大臣による理事長の指名、役員の任命、中期目標に基づく中期計画の認可、業務方法書の認可及び財務諸表の承認等、国の厳正な管理のもと、不正な防止が図られており、厳正・公正な審査を確実に実施できるのは検査法人だけであり、道路運送車両法に基づき、自動車検査独立行政法人に審査を行わせている。

厳正公正な検査により、検査法人は多くの基準不適合車を排除

再検査台数 約132万台(平成18年度)

受検者による合否判定に対する暴力等、刑法抵触行為の多発、警察と緊密に連携。

不当要求事案の発生件数 約2,800件(第一期中期計画期間)

事例1) 灯火器の不合格判定に関して、検査官に対する暴力、脅迫行為(公務執行妨害罪、懲役1年執行猶予4年)

事例2) 排気管の不合格判定に関して、検査官に対する暴力(現行犯逮捕、暴行罪罰金10万円)

不正行為により処分された指定整備工場

不正行為により処分された工場数 324工場(平成18年度)

(違反内容の例) ペーパー車検:4件、基準不適合車への保安基準適合証交付:245件、検査未実施:19件

7 . 法人業務の質の向上・運営の効率化の推進

- 検査法人については、昨年度で第一期中期計画が終了し、有識者会議、総務省政策評価独立行政法人評価委員会の指摘も踏まえ、今年度から、第二期中期計画のもと、業務の質の向上・運営の効率化を推進しているところである。
- これに際し、本年3月30日、検査法人の役職員の非公務員化（H19.4施行）、自己収入化（H20.1施行予定）を図る法律が公布され、また、指定整備率の向上策（H19.4施行）が講じられたところである。

質の向上・効率化の推進

事務・事業に関すること

- 非公務員化後においても、厳正かつ公正中立な審査の実施のため、不当要求防止対策の充実、職員能力の向上、内部監査の充実等を図る。
- 不正な二次架装及び不正受検の防止のため、検査情報の電子化等による検査の高度化を実施
- 受検者等の安全性、利便性の向上ため、事故防止対策の実施、音声誘導装置の設置等を実施
- 不正改造車対策として、街頭検査を44万台以上実施
- 一般管理費、業務経費の抑制
- 自己収入化により、経営責任を高めるとともに、国の財政支出の縮減を図る。

組織に関すること

- 業務量に応じた要員配置となるよう事務所ごとの要員配置計画を策定・実施するとともに、中期目標期間内においても、法人の業務の縮減、重点化等の状況を踏まえつつ、全体の要員規模及び要員配置計画の的確な見直しを行う。

(参考) 指定整備制度の概要

制度の概要

- 指定整備事業者は、点検・整備及び検査を適切に行える設備、技術、管理組織を有している場合に指定されるものであり、指定された場合には、自動車検査員を選任しなければならない。
- 指定整備事業者が所要の点検・整備を実施し、自動車検査員が保安基準適合性に関する「できばえ検査」を行い、保安基準適合証を交付すれば、この書面を国に提示することにより、自動車を提示することなく、自動車検査証の有効期間の更新が受けられる。
- 全国の指定整備工場数は、約29,000工場（平成18年末）

処分件数

- 国土交通省においては、指定整備工場に対して、ペーパー車検等の不正行為を行っていないか監査を実施。
- 平成18年度において、不正行為により処分された工場数は、324工場（うち指定取消17件）

（参考）違反内容

・ペーパー車検	4件
・基準不適合車への保安基準適合証交付	245件
・検査未実施	19件
・検査一部未実施	58件
・点検整備一部未実施	50件

(参考) 自動車メーカーやディーラーによる悪質な不正改造・不正車検

(事例1) 東京いすゞ自動車(株)による不正改造

(概要)

平成17年8月

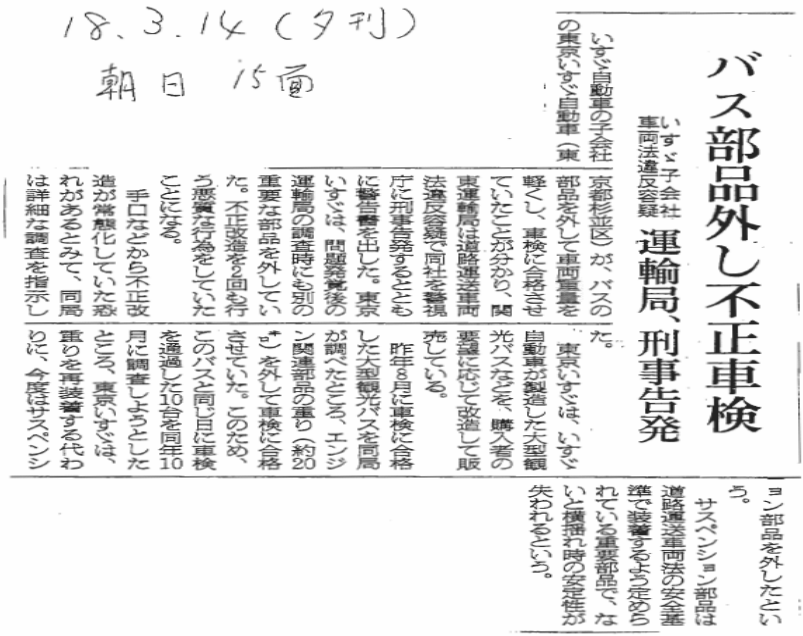
大型バス10台について、重量を偽装するため、通常使用する上で必要な部品(プロペラシャフトのバランスウェイト(20kg~30kg))を取り外した状態で受検し、不正に検査証を取得。この車両について検査法人の検査官が疑念を抱いたため、検査法人から東京いすゞ自動車(株)に調査指示。

9月

検査法人の調査指示を受け、東京いすゞ自動車(株)は、バランスウェイトを取り付けた代わりに、スタビライザを取り外して再度検査法人にバスを持ち込む。その後、10台ともスタビライザを取り外したまま(株)はとバスに納車。その後、(株)はとバスからの通報を受け、国及び検査法人において追加調査を行い不正が発覚。

平成18年3月

国土交通省は、極めて悪質な行為と判断し、警視庁あてに東京いすゞ自動車(株)を告発。



(事例2)

三菱ふそう子会社による最大積載量を偽装する不正車検

三菱ふそうの子会社がトラックの最大積載量を水増しするため、小型の燃料タンクを搭載して車両重量を軽くし、新車登録した後にタンクを大型化する手口で、組織的に車検を不正取得。車検を不正取得して販売されたトラックは、2,000台を超す。道路運送車両法違反容疑で告発。

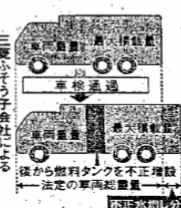
不正車検 積載量水増し

三菱ふそう子会社

トラック2000台超

国交省、刑事告発へ

三菱ふそうの子会社「三菱ふそうトラック・バス」が、最大積載量を偽装する不正車検を行ったことが、国土交通省の調査で明らかになった。同社は、2003年4月から2005年3月までの間に、全国47社の子会社を通じて、最大積載量を偽装したトラックを2000台以上販売したと見られる。国土交通省は、同社の不正行為を厳しく追及し、国交省に刑事告発する方針を明らかにしている。



(事例3)

架装メーカーによる最大積載量を偽装する不正車検

全国の架装メーカー47社は、最大積載量を水増しするため、車両重量を100キロ以上偽って違法に新車登録。3年間で8,670台不正受検。

不正車検3年間で8670台

全国47社 国交省が厳重注意

トラックの最大積載量を水増しする「不正車検」問題。国土交通省は、2003～05年の3年間に全国47社の架装メーカーが大型トラックなど計8670台について、車両重量を100キロ以上偽って違法に新車登録していたことが4日、わかった。国土交通省は同日、「道路運送車両法に違反する極めて悪質な行為」として、全社に厳重注意した。今後、各社を通じて、最大積載量を実態に合わせて登録変更するようユーザーに求めた。

この問題は昨年12月、三菱ふそうトラック・バスの1000台子会社「パプコ」が02～04年間に計2300台のトラックで最大積載量を偽装したことが発覚し、神奈川県警が強制捜査に乗り出している。国交省は他の架装メーカーでも不正車検がないか、業界団体を通じて調べていた。

(参考) 指定整備工場によるペーパー車検等

(事例1)

トヨタ自動車系の大手ディーラー「トヨタ東京カローラ」の元社員ら8人が、同店に持ち込まれていないなど適正に検査を実施していないのに、書類をねつ造して車検に合格したことにする「ペーパー車検」を行っていた。少なくとも30件のペーパー車検を行っていたとみられる。警視庁は元職員ら8人を逮捕する方針。

<平成16年5月25日 読売新聞>

ペーパー車検 8人逮捕へ

「トヨタ東京カローラ」元社員ら

トヨタ自動車系大手ディーラー「トヨタ東京カローラ」の元社員ら8人が、同店に持ち込まれていないなど適正に検査を実施していないのに、書類をねつ造して車検に合格したことにする「ペーパー車検」を行っていたとみられる。警視庁は元職員ら8人を逮捕する方針。

分々の補てんは、車検料の半額にペーパー車検料を加えて、元職員の給与に充てられた。同社元社員らは、この不正行為を、2005年11月23日、中国新聞朝刊に告発した。同社元社員らは、この不正行為を、2005年11月23日、中国新聞朝刊に告発した。

(事例2)

函館トヨペットにおいて、2003年から約2年間、ペーパー車検を計23台で行っていた疑い。工場長は「実績を上げたかった」と説明。

<平成17年5月27日 毎日新聞(地方版)>

不正車検、2年で23台

函館トヨペット工場長の指示で

不正車検の疑いが持たれている函館トヨペットの本社兼支店一宮市美原で27日

2006年(平成17年)11月23日(水) 中国新聞朝刊 広島総合版

車検業者ら贈収賄

広島県警 不正検査で謝礼 2人逮捕

2005年11月23日(水) 中国新聞朝刊

車検業者ら贈収賄

広島県警 不正検査で謝礼 2人逮捕

(事例3)

広島県の指定整備工場において、2005年に3台についてペーパー車検を行っていた疑い。指定整備工場は車検を通す代わりに謝礼を受け取るなどした収賄の疑い。

<平成17年11月23日 中国新聞>

車検業者ら贈収賄

広島県警 不正検査で謝礼 2人逮捕

2005年11月23日(水) 中国新聞朝刊

車検業者ら贈収賄

広島県警 不正検査で謝礼 2人逮捕

(事例4)

《平成19年1月23日 中日新聞》

不正車検で摘発 2業者を処分
 中部運輸局
 中部運輸局は二十二日、不正車検で愛知県警などに摘発された恵那自動車(名古屋市北区)と中部日産ディーゼルの愛知販売本社小牧支店(愛知県豊山町)に対し、民間車検場の指定を取り消すとともに、道路運送車両法違反の疑いで逮捕された検査員一人ずつを解任するよう命じる行政処分を決めた。二十五日付で発令し、今後二日間、再指定が認められない。
 恵那自動車は二〇〇四年十月から昨年六月にかけて、点検や整備、検査を行っていない自動車百四十二台の自動車検査証の

更新手続きを行ったことが判明。「ペーパー車検で態様が悪質」と、分解整備業務に関する認証も取り消された。
 中部日産ディーゼル愛知販売本社小牧支店は〇五年十月から昨年六月にかけて、排ガス検査を実施していないトラック八十八台の車検証の更新手続きを行うなど不正があったことが判明。分解整備業務も十日間の停止処分となった。

(事例5)

認証工場からの依頼によりペーパー車検を行っていた事例。《平成19年6月22日 朝日新聞》

ペーパー車検で 2業者行政処分
 東北運輸局
 東北運輸局は21日、車両点検をせずに保安基準適合証などを交付(ペーパー車検)したとして、指定自動車整備事業者「ガレージコバヤシ」(福島県郡山市)を、またペーパー車検を依頼したとして、自動車分解整備事業者「ディーノ」(仙台市)を道路運送車両法違反で行政処分した。
 ガレージコバヤシに対しては指定自動車整備事業者の指定取り消しと、ペーパー車検を行った社員1人の自動車検査員の解任命令、自動車分解整備事業の40日間の停止。一方、ディーノに自動車分解整備事業の40日間の停止。処分開始は28日。
 東北運輸局によると、05年3月と06年5月、ディーノにペーパー車検を依頼されたガレージコバヤシが、点検整備や検査をせずに計7台分の保安基準適合証を交付し、車検手続きを行ったという。

ペーパー車検で車検を通す見返りとして1台当たり2万円を受け取っていた事例。《平成18年11月16日 中日新聞》

(事例6)

(事例6)

30台/月という会社のノルマ達成のために不正改造車を車検に通したとされる事例。

《平成18年1月18日朝日新聞》

トラック不正車検 検査員雇用した 会社を書類送検
 違法改造トラックの不正車検をめぐる自動車検査員2人が逮捕された事件で、県警高速隊は17日、2人を雇用した松山市土居町の自動車販売整備会社「いすゞ自動車四国」(渡辺衛一社長)を道路運送車両法違反の両罰規定に基づき、徳島地検に書類送検した。
 事件では、高知県四万十市にある同社サービス

センターのセンター長(46)と事業管理者(58)の2人が05年6月、違法改造トラックの車検を不正に通したとして、同法違反と虚偽有印公文書作成・同行使の両罪で徳島地裁に起訴されている。
 同被告の初公判の冒頭陳述で、検査側は「整備不良車の車検を通したの」は、月30台の車検をこなすという会社のノルマを達成するためだった」と述べている。

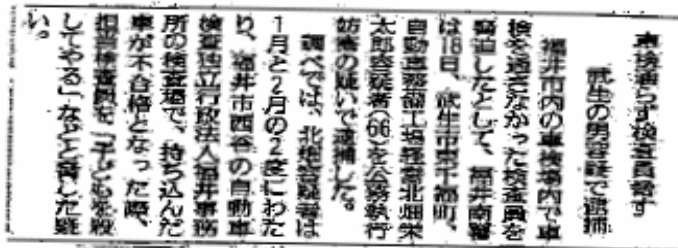
ペーパー車検で贈収賄
 みなし公務員 検査員ら書類送検
 愛知県警
 民間の自動車整備工場代わって車の検査や関係二十万円を受け取った疑いの自動車検査員が数人に書類の作成や車検業務の検査をしていないのに、道路運送車両法でみなし公務員と認定し、事件を捜査していた。
 県警の調べでは、検査員は、修理販売業者から「車検を通してほしい」と頼まれた軽トラックやドリフト族の違法改造車について、まったく検査をしないまま「車検に適合」とする書類を添えて同県提出。一〇〇五年から今年八月までの間に、通常の検査をすれば不適合となるはずの車計り、受け取った報酬は約百八十万円に上るとみられる。検査員は「飲み食いなど遊ぶ金に使った」と供述しているという。

(参考) 自動車検査法人における受検者の不当要求等の状況

(事例1)

受検車両の外観検査時に、前部霧灯(フォグランプ)の不点灯、禁止灯火の取付け等の不適合箇所を検査官が指摘し、受検者にその説明を行っていたところ受検者が検査官の膝を蹴る等の暴力行為を行ったため、警察へ通報を行った。(警察官からの助言により被害届出は行わず、警察から受検者へ指導していただくこととした。)

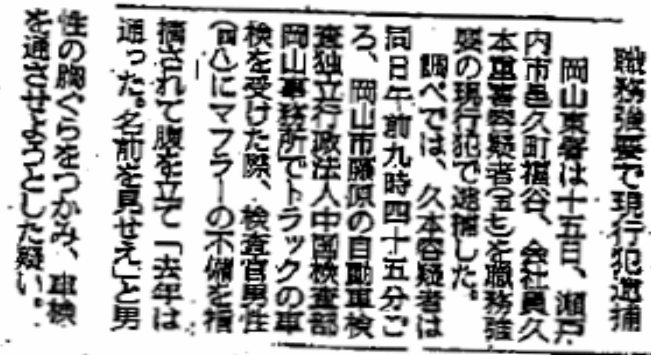
後日、受検者が別の車両の受検に来た際、所長に対し「おまえの子供を殺してやる」などと脅迫行為を行ったため、刑事告訴を行った。(公務執行妨害罪、懲役1年執行猶予4年)



<平成17年4月16日 読売新聞>

(事例2)

受検車両の外観検査時に、排気管の開口方向が不適合である旨を検査官が指摘したところ、いきなり受検者が検査官の胸ぐらをつかみ、強く押した。このため、警報装置を作動させ、110番通報した。(現行犯逮捕、暴行罪罰金10万円)



<平成17年2月16日 山陽新聞>

(事例3)

ディーゼル黒煙測定のため、受検車両のアクセルペダルに検査機器をセットしようとしたところ、急に受検者が検査官を蹴りとばし、検査官が転倒した。警報装置を作動させ、110番通報した。(傷害罪)

<平成16年8月9日>

(事例4)

ヘッドライト検査で不適合となり、検査官が受検者に改善方法についてアドバイスしていたところ、受検者が突然大声で怒鳴りだし、胸ぐらを掴み検査官を脅迫したため、警察に通報した。(脅迫罪、罰金20万円)

<平成16年6月2日>

(参考) 検査法人における不当要求等の状況

不当要求の状況

	暴力行為	脅迫・威 圧行為	合格強要	説明強要	時間外 検査強要	車両放置	その他	計 〔うち警察 出動件数〕
14年度	28	123	123	15	8	0	26	323(65)
15年度	26	147	270	136	22	2	52	655(63)
16年度	29	99	224	169	43	4	41	609(62)
17年度	36	110	193	186	45	5	65	640(58)
18年度	16	111	199	165	43	1	42	577(48)

検査業務の中断に至らないような不当要求も含めれば、年間約5千件程度発生。
14年度は平成14年7月から15年3月までの9ヶ月間の件数。

暴力行為件数及び逮捕起訴状況

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
暴力行為 発生件数		28	26	29	36	16	135
刑事事件数		11	8	10	4	3	36
起訴件数		10	3	5	1	0	19
刑 罰 数	懲 役	5		1			6
	禁 固	1					1
	罰 金	5	3	4	1		13
罪 状		公務執行妨害 職務強要 脅迫 傷害 暴行 建造物損壊 恐喝未遂	暴行	公務執行妨害 脅迫 暴行	暴行		

14年度は、平成14年7月から15年3月までの9ヶ月間の数。また、刑事事件数は、暴力行為発生件数のうち警察による捜査が行われた件数であり、
刑罰数は、起訴されて刑罰が確定した者の数。